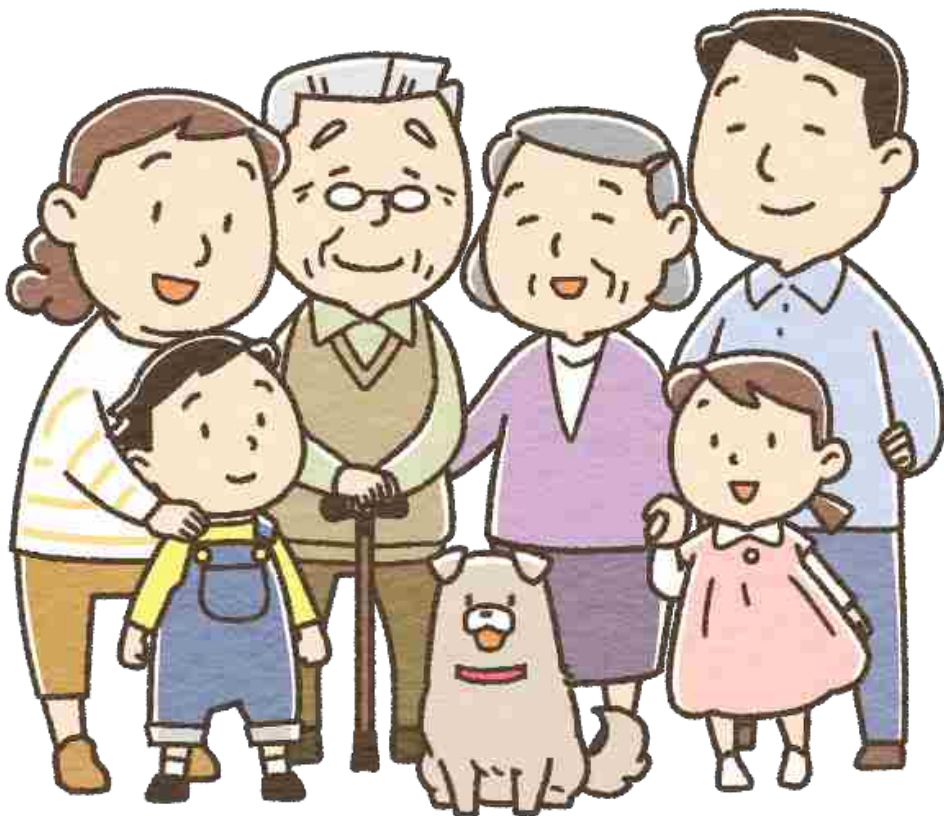


にっこり安心プラン

第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画
第8期宇都宮市介護保険事業計画
(地域包括ケア計画)



令和3年3月
宇都宮市

はじめに

近年、介護サービスの利用者や事業所はともに増加傾向にあり、平成 12（2000）年 4 月に施行された介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着してきました。こうした中、本市におきましても、高齢者が住み慣れた地域において健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせる社会の実現を目指し、「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による都市構造の強みを生かした本市独自の「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて各種の施策・事業に取り組んできたところです。

しかしながら今後、サービスや支援を必要とする高齢者が急加速的に増加していく一方で、総人口や現役世代人口は更に減少していくことが見込まれるほか、今般の新型コロナウイルスの感染拡大などにより、高齢者の生活環境は大きく変化しています。

こうした状況においても、介護保険制度を安定的に持続していくためには、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年や、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年を視野に入れながら、本市の高齢化の状況や介護サービス等のニーズを中長期的に捉え、高齢者福祉や介護サービスをより一層充実する必要がありますことから、新たに令和 3（2021）年度を初年度とする「第 9 次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第 8 期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定いたしました。

本計画では、「人生 100 年時代」を見据え、「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」を基本理念に掲げ、人口が減少する中であっても市民が安心して身近な地域で支援やサービスを受けることができるよう、本市の実情に応じた高齢者の自立支援・重度化防止や、認知症対策、介護サービスの基盤整備などの施策・事業を一層推進するとともに、市民一人ひとりが、「支え手」や「受け手」という関係を超越して支え合い、安心してその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会の実現」を見据え、地域における健康づくり活動や支え合い活動の充実、医療・介護をはじめとする多分野の連携強化を図るなど、地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、数々の貴重な御意見や御提言をいただきました宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントに御協力いただきました市民・事業者・関係団体の皆さまに心から御礼申し上げます。

令和 3 年 3 月

宇都宮市長 佐藤 栄 一



目 次

第1章 計画の趣旨	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	4
4 計画の特徴	4
第2章 高齢者を取り巻く環境の動向と課題の整理	5
1 国の動向	5
2 宇都宮市の状況	6
3 前計画の評価と課題の整理	44
4 国の動向や宇都宮市の状況などから導出された新たな課題	51
第3章 計画の基本理念と基本目標	53
1 基本理念	53
2 基本目標	53
第4章 施策・事業の展開	54
1 施策の体系	54
2 基本目標ごとの取組	56
基本目標1 健康で生きがいのある豊かな生活の実現	56
基本目標2 地域で支え合う社会の実現	69
基本目標3 介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現	81
基本目標4 いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現	109

第5章 地域共生社会の実現を見据えた地域包括ケアシステムの更なる 深化・推進 … ..	123
1 宇都宮市の地域包括ケアシステムの姿	123
2 地域共生社会と地域包括ケアシステム（今後の方向性）.	131
3 市民理解の促進 … ..	134
第6章 計画の推進に向けて.	135
1 計画の推進体制 … ..	135
2 計画の進行管理 … ..	136
資料編 … ..	137
1 第8期介護保険事業計画の見込み.	137
2 本計画の施策・事業の指標と目標値	146
3 本計画の策定経過	154
4 用語の解説 … ..	174

第1章 計画の趣旨

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第1章 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

本市においては、在宅医療・介護連携の推進など、これまでに構築してきた「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図るため、「第8次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第7期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を平成30年3月に策定し、国が示す「地域包括ケアシステム」の5つの分野（医療、介護、介護予防、住まい、生活支援）に、本市独自に「医療・介護連携」と「認知症対策」を加えた7分野による取組を計上したほか、公共交通の利便性の確保・充実による外出しやすい環境整備など、「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の取組と一体となった、高齢者が安心して身近な地域で生活できる体制の構築などを盛り込み、各種の施策・事業を計画的に進めてきました。

このような中、少子高齢化や高齢単身世帯の増加に加え、新型コロナウイルス感染症の発生などに伴い、高齢者の社会・他者との繋がりや介護予防の推進がますます重要視されるなど、高齢者を取り巻く社会環境は更に大きく変化しています。

また、国においては、「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策を推進するとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムを基盤とする「重層的支援体制整備事業」を創設するなど、地域福祉の充実に向けた新たな取組が進められています。

こうしたことから、本市においても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、近年の社会状況や国の動向、本市の実情、前計画の課題を踏まえ、高齢者の自立支援・重度化防止や、認知症対策、介護サービスの基盤整備、地域での支え合い体制の推進、在宅医療・介護連携の推進など、「地域共生社会の実現」を見据えた地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図るため、令和2年度で計画期間（3年間）が終了する前計画を改定し、新たに「第9次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第8期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」を策定しました。

2 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

高齢者保健福祉計画は「老人福祉法」に基づく市町村老人福祉計画として、また、介護保険事業計画は「介護保険法」に基づく市町村介護保険事業計画として策定するものであり、高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、高齢者に対する保健福祉や介護などの施策を総合的に推進するため、一体的なものとして策定します。

また、本計画は地域包括ケア計画として位置付けられています。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の法的根拠

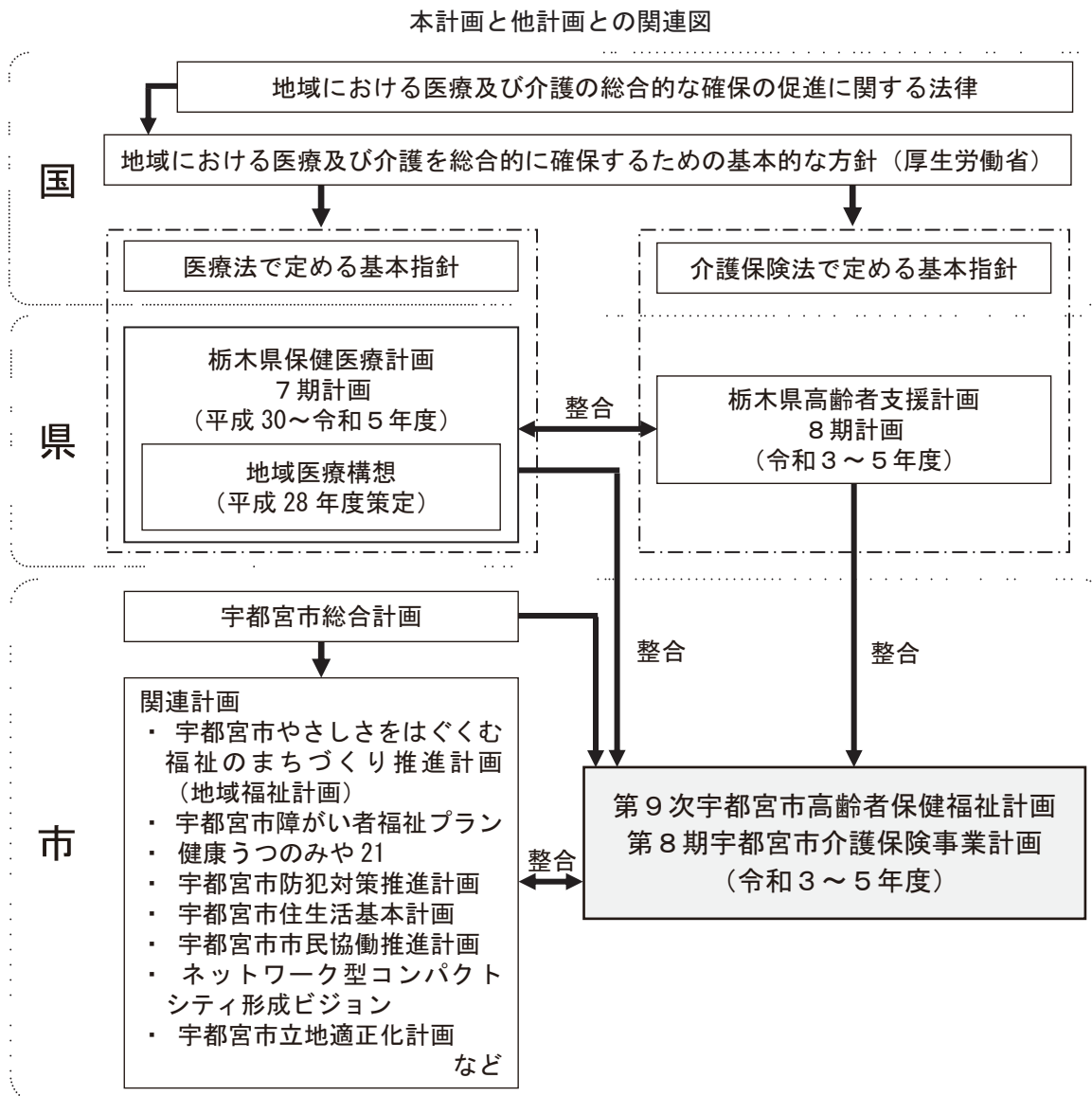
- ◆ 老人福祉計画（老人福祉法第20条の8）
 - ・ 老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画を定める。
 - ・ 老人福祉事業の量の目標その他必要な事項を定める。
 - ・ 介護保険事業計画と一体のものとして作成する。
- ◆ 介護保険事業計画（介護保険法第117条）
 - ・ 3年を1期とする介護保険給付の円滑な実施に関する計画を定める。
 - ・ 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量とその確保のための方策を定める。
 - ・ 地域支援事業に要する費用の額、見込量とその確保のための方策を定める。
 - ・ 介護給付費等対象サービスの円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項を定める。
 - ・ 被保険者の地域における自立支援・重度化防止等に関し、取り組むべき施策に関する事項を定める。
 - ・ その他介護保険給付の円滑な実施を図るための事項を定める。
 - ・ 老人福祉計画と一体のものとして作成する。

地域包括ケア計画としての位置付け

- ◆ 基本指針（介護保険法第116条）
 - ・ 第6期以降の介護保険事業計画を地域包括ケア計画として位置付ける。

(2) 宇都宮市の計画体系における位置付け

本計画は、宇都宮市総合計画の分野別計画（健康・福祉分野）に掲げる基本施策を実現するための基本計画として位置付け、栃木県高齢者支援計画（8期計画）、栃木県保健医療計画（7期計画）・地域医療構想や、本市の関連計画における高齢者に関する施策・事業との整合を図りながら策定しました。



(3) SDGs 目標達成への貢献

本計画を着実に推進することにより、次のSDGsの目標達成に貢献し、持続可能なまちを目指します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間とします。
なお、本市の「地域包括ケア計画」としては、2期目の計画となります。

4 計画の特徴

本計画は、次の3つの特徴を備えています。

本計画の特徴

- ◆ 特徴1：「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けた計画
「ネットワーク型コンパクトシティ（NCC）」の形成による外出しやすい環境などの都市構造の強みを活かしながら、高齢者を対象に重層的な支援を行う本市独自の「地域包括ケアシステム」を示すとともに、すべての市民が自分らしく幸せに暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向け、その中核的な基盤となる当該システムの今後の方向性について整理しました。
- ◆ 特徴2：将来の介護ニーズを見据えたサービス基盤整備
「人生100年時代」に向け、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年や、団塊ジュニア世代が65歳以上となり、団塊の世代が90歳以上となる令和22（2040）年を見据え、人口構造や高齢者ニーズなどの中長期的な視点から、将来に渡って持続可能なサービス基盤を整備するため、特別養護老人ホームや介護医療院などの施設整備を推進するとともに、災害・感染症への備えや、ICTの活用等による介護人材の確保、自立支援・重度化防止などの充実を図る内容としました。
- ◆ 特徴3：「地域別データ分析」を活用した事業実施
保健福祉のほか、交通や都市整備などの分野横断的なデータを基に、地区連合自治会圏域ごとの健康課題などを明らかにした「地域別データ分析」の結果を周知するとともに、データを活用し、介護予防や地域支え合い活動の促進などの事業の充実を図る内容としました。